

『大山日ノ丸証券の約款・規定集』一部改定のお知らせ

以下のとおり「大山日ノ丸証券の約款・規定集」を一部改定いたします。詳細につきましては新旧対照表をご確認くださいようお願い申し上げます。

(2025年4月10日より適用[下線部改訂])

一般債・短期社債等振替決済口座管理約款【新旧対照表】

新	旧
<p>(当社への届出事項)</p> <p>第5条 「証券総合取引申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。</p> <p>(他の口座管理機関への振替)</p> <p>第7条 当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。</p> <p>2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。また、当社で一般債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われないことがあります。</p> <p>(元利金の代理受領等)</p> <p>第10条 振替決済口座に記載又は記録がされている振替有価証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金の支払いがあるとき又は機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、<u>金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産</u>を含みます。以下同じ。）及び利金を取り扱うもの（以下、「<u>機構関与銘柄</u>」といいます。）の償還金及び利金の支払いがあるときは、以下の事項に従って取り扱います。</p>	<p>(当社への届出事項)</p> <p>第5条 証券総合取引申込書に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。</p> <p>(他の口座管理機関への振替)</p> <p>第7条 当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。</p> <p>2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。また、当社で一般債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われないことがあります。</p> <p>(元利金の代理受領等)</p> <p>第10条 振替決済口座に記載又は記録がされている振替有価証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（<u>金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産</u>を含みます。以下同じ。）の支払いがあるとき又は機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。）及び利金を取り扱うもの（以下、「<u>機構関与銘柄</u>」といいます。）の償還金及び利金の支払いがあるときは、以下の事項に従って取り扱います。</p>

新	旧
<p>(1) (現行どおり) (2) (")</p> <p>(お客様への連絡事項) 第 11 条 当社は、振替有価証券について、次の事項をお客様にご通知します。 2～4 (現行どおり) 5 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)については、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 (1)～(2) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則 <u>この改正は、2025 年 4 月 10 日から施行する</u></p>	<p>(1) (省 略) (2) (")</p> <p>(お客様への連絡事項) 第 11 条 当社は、振替有価証券について、次の事項をお客様にご通知します。 2～4 (省 略) 5 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 (1)～(2) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 <u>この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する</u></p>